

証券コード 386A
2025年9月10日
(電子提供措置の開始日 2025年9月4日)

株 主 各 位

埼玉県さいたま市中央区大字下落合1050番地2

株 式 会 社 み の や
代 表 取 締 役 社 長 正 木 宏 和

第 71 回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.machioka.co.jp/ir/meeting.html>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「みのや」又は「コード」に当社証券コード「386A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年9月25日（木曜日）午後6時00分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025年9月26日（金曜日） 午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心3-2
THE MARK GRAND HOTEL 4階 THE MARK ROOM EAST
3. 目的事項
報告事項
第71期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使書についてのご案内）
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

事業報告

自 2024年7月1日
至 2025年6月30日

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用環境の改善や訪日外国人の増加等、経済・社会活動の正常化が進み、国内景気については緩やかに回復の兆しが見られております。その一方で、継続的な原材料価格の高騰に伴う物価上昇の影響により個人消費が懸念されるなど、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

小売業界におきましては、業種・業態の垣根を越えた競合各社の価格競争の激化や人手不足による人件費の上昇に加え、エネルギー資源の高騰に伴う物流コストや水道光熱費等の諸経費の上昇の影響により、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような状況のもと、当社は中期経営計画の中長期的ビジョンとして掲げている「持続可能な社会に適応し、すべてのステークホルダーに必要とされる会社へ」の達成に向けて、ドミナント展開を方針とした出店精度の追求と予算管理の徹底による収益力向上、内部管理体制の強化による強固な経営基盤の構築について重点的に取り組んでまいりました。

店舗運営におきましては、大手菓子メーカーのナショナルブランド商品をはじめ、口コミやSNSで話題となっている輸入菓子やキャラクター商品等についても、当社のスケールメリットを活かした大量仕入を行っております。こうした取組みにより、様々なジャンルの商品を陳列することによって、いつ来ても楽しい売場展開を演出しております。

また、販促活動におきましては、SNS (Instagram、X 等) の継続的な運用を行うことによって、メーカー様とのプレゼントキャンペーンをはじめ、新店オープン情報や各種イベントやセールに関する情報をタイムリーに発信し、フォロワーのさらなる拡大と新規顧客の来店動機につなげております。

当事業年度における当社の出店などの状況は、関東圏に 11 店舗、中京圏に 5 店舗、関西圏に 1 店舗を新規出店した一方で、関東圏の 5 店舗を退店した結果、当事業年度末の店舗数は 208 店舗となっております。

以上の結果、売上高は 24,016 百万円 (前年同期比 6.6%増加)、営業利益は 678 百万円 (前年同期比 29.9%減少)、経常利益は 764 百万円 (前年同期比 26.9%減少)、減損損失を 168 百万円 (前年同期比 124.8%増加) 計上したことにより、当期純利益は 404 百万円 (前年同期比 43.3%減少) となりました。

なお、セグメントの実績については、当社は菓子小売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は、558 百万円 (敷金及び保証金を含む) であります。

その主なものは、事業用資産の取得、当事業年度における 17 店舗の新規出店、及びさいたま物流センターの改修工事に伴う投資等によるものであります。

(3) 資金調達の状況

設備投資資金は、主に自己資金及び長期借入金にて賄いました。

(4) 対処すべき課題

今後の当社を取り巻く環境につきましては、雇用・所得環境の改善や円安に伴うインバウンド需要の継続等により、景気は緩やかな回復基調で推移する一方で、原材料の高騰による物価上昇が大きく影響し、一般消費者による購買意欲等に係る動向が依然として不透明であり、経営環境はますます厳しくなっております。

このような環境下において、当社は、今後も菓子専門店「おかしのまちおか」を関東圏、中京圏及び関西圏などの人口ボリュームの大きな地域へ積極的に出店してまいります。そして、各店舗がすべてのお客様に対し、選ぶ楽しさとお買い得な商品を提供することによって、お客様の日々の暮らしになくてはならない店舗になることを目指してまいります。そのために以下の施策を実践してまいります。

① 営業力の強化

お客様に対する当社の姿勢を明確にするものとして、「特別安」、「納得安」、「安心値」という販売指針を掲げ、すべての店舗にて掲示しております。お客様にとって「特別なお店」となれるよう菓子専門店として品揃えと安さに挑戦すること、お客様に納得していただける品質と価格を追求し価値ある商品を提供すること、お客様に安心して楽しんで商品を選んでいただけること、これらをすべての店舗で実践してまいります。また、各店舗におけるさらなる効率的な運営のため、既存の型にとらわれない新たな店舗運営スタイルの構築にも着手してまいります。

指針の追求

～ 安心・安全な商品をよりリーズナブルな価格にてお客様に提供し続けていく ～

a. 特別安

お客様にとって「特別なお店」となれるようお菓子専門店として品揃えと安さに挑戦します

b. 納得安

お客様に納得していただける商品と価格を追求し価値ある商品をご提供します

c. 安心値

お客様に安心して楽しんでいただくために価値ある商品をご提供します

② 組織力の強化

事業規模のさらなる拡大を図るべく、直営販売部、商品部が主力となり、マーケティングや販売分析を行い、お客様に満足していただける商品の選定や変化に富んだ楽しい売場展開を常に模索してまいります。また、これらを支える物流網の構築と効率的な運営、オペレーションのさらなる標準化や現場教育の充実、インフラ環境の整備等に対し積極的に取り組み、部門間の連携による組織力の強化と業務効率化を推進してまいります。

③ コンプライアンス体制の強化

近年の企業活動におけるコンプライアンスに対する重要性という観点から、コンプライアンス上の問題は経営基盤に重大な影響を及ぼすものと考えており、経営陣をはじめとする従業員一同による一層のコンプライアンス意識の向上と徹底が重要であると認識しております。

当社では、コンプライアンス行動規範に基づく「コンプライアンス規程」の制定、リスク・コンプライアンス委員会の設置及びコンプライアンス責任者の選任等、コンプライアンス体制の強化に取り組んでおりますが、会社業務の遂行にあたって不正、不祥事を防止するとともに法令遵守を徹底することを目的とし、今後も社内教育を通してコンプライアンス体制の維持、向上を図っていく方針であります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区分	第68期 2022年6月期	第69期 2023年6月期	第70期 2024年6月期	第71期 (当事業年度) 2025年6月期
売上高	18,096,753	20,142,979	22,540,002	24,016,722
経常利益	377,150	723,823	1,045,696	764,553
当期純利益	211,103	391,349	714,244	404,783
1株当たり当期純利益	70円37銭	130円45銭	238円08銭	134円93銭
総資産	6,173,706	6,866,538	7,682,868	8,445,495
純資産	1,399,734	1,785,610	2,500,133	2,868,996
1株当たり純資産額	466円58銭	595円20銭	833円38銭	956円33銭

(注) 当社は、2024年1月17日開催の取締役会決議により、2024年2月6日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第68期(2022年6月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容(2025年6月30日現在)

当社は、菓子小売事業を行っており、菓子専門店「おかしのまちおか」を関東圏に1都5県(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県)に161店舗、中京圏の3県(静岡県、愛知県、岐阜県)に24店舗、関西圏の2府4県(三重県、滋賀県、奈良県、京都府、大阪府、兵庫県)に23店舗チェーン展開しております。

(8) 主要な営業所及び事業所 (2025年6月30日現在)

本 社	埼玉県さいたま市中央区		
東京オフィス	東京都千代田区		
北浦和オフィス	埼玉県さいたま市浦和区		
さいたま物流センター	埼玉県さいたま市見沼区		
横浜物流センター	神奈川県横浜市旭区		
鈴鹿物流センター	三重県鈴鹿市山辺町		
茨木物流センター	大阪府茨木市蔵垣内		
店 舗	東京都 吉祥寺店他	64	店舗
	神奈川県 大船店他	42	店舗
	埼玉県 所沢プロペ通り店他	29	店舗
	千葉県 イトーヨーカドー幕張店他	21	店舗
	愛知県 イオンモール大高店他	17	店舗
	大阪府 ららぽーと和泉店他	10	店舗
	三重県 イオンモール東員店他	5	店舗
	静岡県 イオンモール富士宮店他	4	店舗
	茨城県 イオンタウン守谷店他	3	店舗
	岐阜県 モレラ岐阜店他	3	店舗
	奈良県 イオンモール奈良登美ヶ丘店他	3	店舗
	栃木県 宇都宮パセオ店他	2	店舗
	兵庫県 イオンモール神戸南店他	2	店舗
	滋賀県 フォレオ大津一里山店他	2	店舗
	京都府 イオンモール高の原店	1	店舗

(9) 従業員の状況 (2025年6月30日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
177名	12名減	44.3歳	15年11か月

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数には臨時従業員 (パート・アルバイト及び契約社員) 2,361名 (前期末比279名増) は含んでおりません。
3. 当社は菓子小売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(10) 主要な借入先 (2025年6月30日現在)

借入先	借入額
	千円
株式会社武蔵野銀行	508,228
株式会社埼玉りそな銀行	472,404
株式会社足利銀行	244,159
株式会社群馬銀行	236,664
株式会社常陽銀行	180,031
株式会社三井住友銀行	178,264
株式会社京都銀行	150,000
株式会社商工組合中央金庫	84,154
株式会社三菱UFJ銀行	50,000
株式会社第四北越銀行	49,179
株式会社栃木銀行	34,972
株式会社みずほ銀行	20,000

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

計算書類個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、当社は、2025年7月18日に東京証券取引所スタンダード市場に株式を上場いたしました。

2. 会社の株式に関する事項 (2025年6月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 12,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,000,000株
- (3) 株主数 14名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社マサキコーポレーション	1,090,000株	36.33%
正木 宏和	956,000株	31.87%
おかしのまちおか従業員持株会	274,000株	9.13%
内田 和枝	270,000株	9.00%
正木 美恵	100,000株	3.33%
むさしの地域創生推進ファンド投資事業有限責任組合	100,000株	3.33%
株式会社武蔵野銀行	50,000株	1.67%
正木 惇也	30,000株	1.00%
正木 友梨	30,000株	1.00%
正木 理子	30,000株	1.00%

(注) 内田和枝氏は2024年11月7日に逝去されましたが、名義書換未了のため、株主名簿上の名義で記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2025年6月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	正 木 宏 和	
常務取締役	高 橋 浩 章	
取 締 役	正 木 惇 也	
取 締 役	佐々木康宏	
取 締 役	戸 名 厚	
取 締 役	森 智 佳 子	公認会計士 (森智佳子公認会計士事務所) クレジットエンジン・グループ株式会社 (現クレジットエンジン株式会社) 監査役 LENDY 債権回収株式会社監査役
常 勤 監 査 役	田 島 高 志	
監 査 役	山 川 善 之	響きパートナーズ株式会社取締役会長 株式会社リプロセル社外取締役 株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所社外取締役 監査等委員 株式会社カイオム・バイオサイエンス社外取締役監査等委員
監 査 役	岡 淵 貴 幸	弁護士 (月島・勝どき法律事務所) タグシクス・バイオ株式会社社外取締役 日本テクノエンジ株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役戸名厚氏及び森智佳子氏は社外取締役であります。
2. 取締役森智佳子氏の戸籍上の氏名は、丸山智佳子であります。
3. 取締役戸名厚氏は、菓子業界における豊富な経営経験と幅広い見識を有するものであります。
4. 取締役森智佳子氏は、大手監査法人での勤務経験を有していることから、公認会計士として会計、税務に係る専門的な知見を有するものであります。
5. 監査役田島高志氏、山川善之氏及び岡淵貴幸氏は社外監査役であります。
6. 監査役田島高志氏は、大手金融機関での業務経験が長く、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役山川善之氏は、企業経営に関する業務経験が長く、豊富な専門的知見を有するものであります。
8. 監査役岡淵貴幸氏は、弁護士としての専門的知識、幅広い見識を有しており、法務、コンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。
9. 取締役戸名厚氏、森智佳子氏、並びに監査役田島高志氏、山川善之氏及び岡淵貴幸氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として2025年7月18日に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役の全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額であります。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、被保険者の業務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬額は、2024 年 9 月 27 日開催の定時株主総会において年額 2 億円以内（うち社外取締役分は年額 20 百万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は 6 名（うち、社外取締役は 2 名）です。

監査役の金銭報酬額は 2024 年 9 月 27 日開催の定時株主総会において年額 40 百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は 3 名です。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役の報酬額の決定に際して、定時株主総会後の取締役会にて、代表取締役社長正木宏和に対し、当期の各取締役に対する報酬の決定を、株主総会で承認いただいた報酬限度額の年額の範囲内で決定することを一任しております。

これらの権限を代表取締役社長に委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営状況等を当社において最も熟知しており、総合的な視点から取締役の報酬額を決定できると判断したためであります。なお、今後は社外取締役が委員長を務め、委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会の審議を経たうえで、報酬額を決定してまいります。

代表取締役社長が権限を行使するにあたっては、当社における一定の基準（役員規程）に従うものであり、適切に権限が行使されております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	84,990 (7,200)	84,990 (7,200)	—	—	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	14,700 (14,700)	14,700 (14,700)	—	—	3 (3)

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外役員の重要な兼職の状況については、「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、兼職先である法人等と当社との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会における出席状況並びに発言状況

(社外取締役)

氏名	出席状況 (出席率)	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の内容
戸名 厚	取締役会 16 回中 16 回 (100.0%) 指名・報酬委員会 4 回中 4 回 (100.0%)	当事業年度開催の取締役会及び指名・報酬委員会に出席し、企業経営に係る豊富な経験と幅広い見識をもって適宜意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っており、独立した立場からの客観的な経営判断を期待するとともに、業務執行の監督に十分な役割を果たしております。
森 智佳子	取締役会 16 回中 16 回 (100.0%) 指名・報酬委員会 4 回中 4 回 (100.0%)	当事業年度開催の取締役会及び指名・報酬委員会に出席し、公認会計士及び税理士として会計、税務に係る専門的な知見を有しており、また他社における社外監査役を兼任していることから、幅広い見識による当社経営に対する助言、指導に十分な役割を果たしております。

(社外監査役)

氏名	出席状況 (出席率)	主な活動状況
田島 高志	取締役会 16 回中 16 回 (100.0%) 監査役会 15 回中 15 回 (100.0%)	当事業年度開催の取締役会及び監査役会に出席し、大手金融機関における長年の勤務実績と管理職としての金融行政対応等の実務経験をもって経営に有益な助言・提言を適宜行っております。
山川 善之	取締役会 16 回中 16 回 (100.0%) 監査役会 15 回中 15 回 (100.0%)	当事業年度開催の取締役会及び監査役会に出席し、他社における社外取締役、社外監査役を務める等の経験により、企業経営や財務会計の専門的な知見を有しており、当社の経営に有益な助言・提言を適宜行っております。
岡渕 貴幸	取締役会 16 回中 16 回 (100.0%) 監査役会 15 回中 15 回 (100.0%)	当事業年度開催の取締役会及び監査役会に出席し、弁護士としての専門的知識、幅広い見識を有しております。法務、コンプライアンスに関する相当程度の専門知識に基づき、社外監査役として専門性を活かした助言・提言を適宜行っております。

③ 社外役員の意見により変更された事業の方針又はその他の事項

該当事項はありません。

④ 法令又は定款に違反する事実その他不当又は不正な業務の執行の予防のために行った行為及び発生後の対応

該当事項はありません。

- ⑤ 事業報告記載事項に関する意見
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称

EY 新日本有限責任監査法人

- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 34 百万円

(注) 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積の算定根拠などを確認のうえ検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

- (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、監査人から引受事務幹事会社への書簡作成業務についての対価を支払っております。

- (4) 子会社の監査に関する事項

該当事項はありません。

- (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

- (6) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

- (7) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項に定める監査役全員の同意による会計監査人の解任のほか、会計監査人の適切な職務執行が困難と認められる場合には、監査役会の決定に従い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

- (8) 現に受けている業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

- (9) 過去2年間に受けた業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

- (10) 辞任した会計監査人又は解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2009年11月開催の取締役会において内部統制システム構築のための基本方針を決議し、その後一部改訂いたしました。基本方針は以下のとおりとなっております。

①取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

公正で透明性のある企業倫理に基づき、「コンプライアンス規程」を定め、取締役及び使用人はこれを遵守する。また、社内を横断的に統括する「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス管理体制の構築及び維持向上を図る。内部監査室は、管理部と連携しコンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題を調査し、定期的に取り締り委員会及び監査役会に報告する。取締役会は、定期的コンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。法令上疑義のある行為等について、使用人が直接情報提供を行う手段として、「内部通報規程」に基づく通報窓口を設置・運営する。法令及びコンプライアンスに関わる諸問題については顧問契約を結んでいる弁護士から、随時アドバイスを受けられる体制とする。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に従い、取締役会議事録、稟議書、各種契約書、その他職務の執行に係る重要情報を適切に保全・管理する。上記の情報の保存及び管理は、当該情報を取締り及び監査役が常時閲覧できる状態で行う。事務の所轄については、各々の規程に従うものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」に従い、管理部管掌取締役を全社のリスクに関する統括責任者として任命し、管理部においてコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係る当社全体のリスク管理を網羅的、統括的に管理する。新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者を任命する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「組織規程」「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、各部門の業務とその権限を明確にし、取締役の職務の効率性確保に努める。取締役は、取締役会において決定した「中期経営計画」及び「年度予算」に基づき、効率的な業務遂行体制を構築する。代表取締役は、各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督する。定時取締役会は毎月1回開催、臨時取締役会は必要に応じて随時開催のうえ、各部門の目標達成状況の報告を行うとともに、重要事項の意思決定を機動的に行う。

⑤当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

内部監査室は、子会社及び各部門の内部統制の整備及び運用状況について内部監査を実施し、その結果を社長、管掌取締役、各部門責任者他に報告する。各部門責任者は、必要に応じて内部統制上の改善策を実施する。

「関係会社管理規程」に従い、同規程及び法令、会計原則、税法等に基づき、子会社の状況に応じ適切な管理、支援、指導を行う。また重要な事項については当社取締役会に報告するものとする。監査役は、内部監査室と連携して子会社の監査等当社グループ全体の監査を適切に行う。

⑥監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が職務遂行にあたり補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は、監査役と協議のうえ、内部監査室人員又は必要とする各部門人員を遅滞なく人選、配置する。監査役より監査業務に必要な命令を受けた者は、その命令に関して、取締役、内部監査室長の指揮命令を受けないものとする。監査役職務補助者の当該業務に係る人事考課は監査役が行い、その他の人事に関する事項の決定には監査役の同意を得る。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会、リスク・コンプライアンス委員会等の重要な会議のメンバーとして参加し、取締役から報告を受けるとともに意見を述べるができる。

また、取締役及び使用人は、下記事項を速やかに監査役に報告する。

- a. 当社及びグループ全体に影響を及ぼす重要事項に関する決定
- b. 当社及びグループ会社の業績状況
- c. 内部監査室が実施した監査結果
- d. 法令定款その他に違反するおそれのある事項
- e. その他、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき

⑧監査役へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

上記 a. ～ e. の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならない。また、内部通報制度においても内部通報をしたことを理由として、当該通報者に対し、いかなる不利益な取扱いもしてはならないことを規定し、適切に運用する。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と月 1 回程度、意見交換を行う。監査役は、会計監査人より監査計画を事前に受領し、定期的に監査実施報告を受領するほか、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う。監査役会は、社長及び各取締役との意見交換やヒアリングにより、迅速な情報収集や適切な意思疎通を行い、正確かつ効率的な監査業務の遂行を図る。内部監査室は、内部監査活動の状況と結果、他の部署からの報告受領事項、その他の職務の状況を監査役に遅滞なく報告する。

⑩監査役の職務の執行について生じる費用等の処理に関する体制

監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用の債務を処理するものとする。

⑪財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に基づく内部統制評価制度に適切に対応するため、財務報告にかかる内部統制システムの整備及び運用を行い、継続的な評価によって不備があれば必要な是正を行うとともに、適切な運用を努めることにより財務報告の信頼性を確保する。

⑫反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社及び当社グループは、市民生活の秩序や安全に脅威を及ぼし、健全な経済活動に障害となる反社会的勢力との一切の関係を遮断するため、「反社会的勢力対策規程」の制定や契約書の見直し等社内体制の整備、社員教育やセミナー参加等を行い、反社会的勢力並びに同団体による不当な要求には断固とした態度でこれを拒絶することを事業活動の基本とする。

反社会的勢力による不当な要求に対しては、管理部総務課を対応統括部署として、警察、各都道府県の暴力団追放センター及び、弁護士、その他外部の専門機関との緊密な連携により、関係部門と協議のうえ、即時対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①取締役の職務執行について

「取締役会規程」やその他社内規程を制定・整備し、取締役会が法令並びに定款に則って運営されるよう執り行っております。当事業年度においても毎月開催される取締役会にて、議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、その場にて活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督を有効に行いました。

②監査役の職務執行について

監査役は、当事業年度において監査役会を毎月開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会等の重要な会議への出席、代表取締役、業務執行取締役等との個別面談、会計監査人並びに内部監査室との定期的な情報交換等を実施しております。これらのことから、取締役の職務執行に対する監査、内部統制システムの整備及び運用状況に対する監査は、有効に行われております。

③コンプライアンス・リスク管理について

当社は、組織又は個人的な法令違反行為等に関して、役職員等が相談又は通報できるよう、社内窓口の他に、公平性・中立性の担保を目的とし、株式会社エス・ピー・ネットワークを外部通報窓口として設置、運用しております。通報者の保護と問題の早期改善に努めており、その運用・通報・対応状況については定期的にリスク・コンプライアンス委員会にて報告を行っております。

また、同委員会にて年間のコンプライアンス推進計画を策定、実行し、取締役会に定期的に報告を行っております。この他、社員の具体的行動規範を定めた「コンプライアンス行動規範」を策定し、全従業員を対象に法令及び企業倫理の遵守について周知しております。

さらに、当社において発生しうる法令違反、事故、災害、品質、クレーム、情報システム等に係るリスクを可視化した「リスクマップ」を作成しており、同委員会にて協議・評価することにより、会社全体のリスクとして把握、共有することとしております。

④関連当事者との取引を行う場合の基本的な考え方及びその整備状況

a. 基本的な考え方

当社は、「関連当事者等管理規程」に基づき、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性のある関連当事者を調査・特定し、当該関連当事者との取引の有無や当該取引の合理性、取引条件の妥当性等を確認し、当該取引を適切に牽制することを目的としております。

また、開示対象となる取引がある場合は、事前にと取締役会の承認を得たうえで開示を行うこととしております。

b. 整備状況

当社の主要株主及びその近親者並びに当社の役員等との重要性の高い取引を行う場合は、取締役会の決議によりその承認を得るものとし、取締役会は当該取引が会社及び株主共同の利益を害することのないよう、監視、監督する体制をとっております。

なお、当社は毎期定期的に当社の役員及び個人株主全員から、「関連当事者に関するアンケート」を実施し、当社との取引に該当する関連当事者の有無及びその取引の有無に係る情報提供を受けて管理しております。

⑤反社会的勢力排除について

当社は、「反社会的勢力との関係遮断のための基本方針」に基づいた「反社会的勢力対策規程」を定め、責任ある健全な業務運営の遂行を確かなものにするため、暴力団対策法等を遵守し、暴力団をはじめとした反社会的勢力との関係遮断のための取組みを推進し、その実効性の確保に努めております。

また、当社では、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携を構築しており、必要に応じて組織的に対応いたします。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 親会社等との間の取引に関する事項
該当事項はありません。

(5) 特定完全子会社に関する事項
該当事項はありません。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要な課題のひとつとして考えており、企業体質の強化及び将来投資のための財源等を勘案したうえで、安定した配当を継続して実施することを基本方針としつつ、中長期的な配当性向は20%程度を目標としております。また、配当金のほかに、株主優待制度等による利益還元策についても今後検討を行ってまいります。

当社の剰余金の配当は、当該事業年度における業績に基づき、年1回の期末配当を原則としておりますが、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。

当事業年度の剰余金の配当金につきましては、上記の基本方針に基づき、財務状況並びに業績等を総合的に勘案した結果、1株当たり10円（配当性向7.4%）の配当を実施することを2025年9月26日開催予定の定時株主総会において決議する予定としております。

内部留保につきましては、株主に対する安定的かつ継続的な利益配分を上場前と同様の方針として維持しつつ、今後の店舗展開に必要な設備投資等に充当し、経営基盤の強化、事業拡大に努める考えであります。

貸借対照表

(2025年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	3,620,767	流 動 負 債	3,416,427
現金及び預金	1,302,945	買掛金	1,302,298
売掛金	1,003,647	短期借入金	800,000
商品	1,029,821	1年内返済予定の長期借入金	463,400
貯蔵品	12,140	リース債務	13,661
前払費用	101,478	未払金	470,374
その他	171,906	未払費用	127,420
貸倒引当金	△1,172	未払法人税等	122,470
		預り金	53,198
		前受収益	7,874
		賞与引当金	31,667
		資産除去債務	1,415
		その他	22,648
固 定 資 産	4,824,727	固 定 負 債	2,160,070
有形固定資産	2,005,981	長期借入金	944,655
建物（純額）	970,399	リース債務	23,993
構築物（純額）	20,981	退職給付引当金	343,072
車両運搬具（純額）	4,926	資産除去債務	800,914
工具、器具及び備品（純額）	147,571	その他	47,435
土地	860,544		
建設仮勘定	1,556		
無形固定資産	21,879	負 債 合 計	5,576,498
ソフトウェア	21,273	(純資産の部)	
その他	606	株 主 資 本	2,801,914
投資その他の資産	2,796,867	資本金	100,000
投資有価証券	172,780	資本剰余金	70,000
出資金	1,036	資本準備金	50,000
破産更生債権等	2,450	その他資本剰余金	20,000
長期前払費用	29,059	利 益 剰 余 金	2,631,914
繰延税金資産	459,996	利益準備金	4,095
投資不動産（純額）	635,003	その他利益剰余金	2,627,818
敷金及び保証金	1,488,990	別途積立金	30,300
その他	10,000	繰越利益剰余金	2,597,518
貸倒引当金	△2,450	評価・換算差額等	67,082
		その他有価証券評価差額金	67,082
		純 資 産 合 計	2,868,996
資 産 合 計	8,445,495	負 債 及 び 純 資 産 合 計	8,445,495

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

損益計算書

〔 自 2024年 7月 1日
至 2025年 6月 30日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		24,016,722
売 上 原 価		14,981,540
売 上 総 利 益		9,035,181
販売費及び一般管理費		8,356,575
営 業 利 益		678,605
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	821	
受 取 配 当 金	3,850	
不 動 産 賃 貸 料	89,359	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	600	
そ の 他	40,598	135,230
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	15,447	
不 動 産 賃 貸 原 価	28,072	
そ の 他	5,763	49,282
経 常 利 益		764,553
特 別 損 失		
減 損 損 失	168,408	
解 体 撤 去 費 用	27,340	195,748
税 引 前 当 期 純 利 益		568,804
法人税、住民税及び事業税	284,189	
法人税等調整額	△120,167	164,021
当 期 純 利 益		404,783

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

〔 自 2024年7月1日
至 2025年6月30日 〕

(単位：千円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備 金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備 金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	100,000	50,000	20,000	70,000	4,095	30,300	2,222,735	2,257,131	2,427,131
事業年度中の 変動額									
剰余金の 配当	—	—	—	—	—	—	△30,000	△30,000	△30,000
当期純利益	—	—	—	—	—	—	404,783	404,783	404,783
株主資本以 外の項目の 当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額 合計	—	—	—	—	—	—	374,783	374,783	374,783
当期末残高	100,000	50,000	20,000	70,000	4,095	30,300	2,597,518	2,631,914	2,801,914

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	73,002	73,002	2,500,133
事業年度中の 変動額			
剰余金の 配当	—	—	△30,000
当期純利益	—	—	404,783
株主資本以 外の項目の 当期変動額 (純額)	△5,919	△5,919	△5,919
当期変動額 合計	△5,919	△5,919	368,863
当期末残高	67,082	67,082	2,868,996

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

a. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

a. 商品

売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

b. 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産及び投資不動産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建	物	2～38年							
構	築	物	10～15年						
車	両	運	搬	具	2～5年				
工	具	、	器	具	及	び	備	品	2～10年

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生の翌事業年度に全額を費用計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益は、菓子小売事業における商品の販売によるものであり、これらの収益は、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売によって付与した他社ポイント負担金については、顧客から受け取る対価の総額から差し引いて収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 店舗固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
有形固定資産	2,005,981 千円
無形固定資産	21,879 千円
投資その他の資産	664,063 千円
計	2,691,923 千円
減損損失	168,408 千円

うち、店舗資産

	当事業年度
有形固定資産	686,853 千円
無形固定資産	—
投資その他の資産	26,934 千円
計	713,787 千円
減損損失	168,408 千円

(注) 当社は菓子小売事業の単一セグメントであります。

②識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

a. 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業用資産である店舗を基本単位とし、賃貸資産及び遊休資産については物件単位ごとに資産のグルーピングをしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている店舗、使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化が生じている店舗及び遊休資産で時価が下落している資産について、減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきであると判断した場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

事業用資産の回収可能価額は正味売却可能価額と使用価値のいずれか高い価額としております。正味売却可能価額は、売却や他への転用が困難なため零として評価しており、使用価値は将来キャッシュ・フローを8.3%で割引いて算定しております。ただし、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスである場合は、使用価値は零として算定しております。

b. 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りは、過年度実績や商品の仕入価格の変動を含む外部環境の変化及び店舗機能の強化等を踏まえた店舗の将来計画を基礎としております。

この店舗の将来計画は将来売上成長率や売上総利益率を主要な仮定としております。

c. 翌事業年度の計算書類に与える影響

これらの見積り及び見積りに使用した仮定が将来の不確実な変動等により見直しが必要となった場合には、翌事業年度の計算書類において、追加の減損損失が発生する可能性があります。

3. 会計上の見積りの変更に関する注記

当事業年度において、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、直近の原状回復費用に係る実績等の新たな情報の入手に伴い、退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。この見積りの変更に伴い、資産除去債務が277,532千円増加しております。なお、この変更に伴い計上した有形固定資産に対する減価償却費及び減損損失等を計上したため、当事業年度の営業利益及び経常利益が155,619千円、税引前当期純利益が184,058千円減少しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	2,423,286 千円
投資不動産の減価償却累計額	97,068 千円

(2) 担保資産及び担保付債務

①担保に供している資産

建物	317,433 千円
構築物	22,084 千円
土地	860,174 千円
投資不動産	596,514 千円
投資その他の資産「その他」	10,000 千円
計	1,806,206 千円

②担保付債務

買掛金	58,481 千円
短期借入金	500,000 千円
1年内返済予定の長期借入金	263,360 千円
長期借入金	465,536 千円
計	1,287,377 千円

(3) 当座貸越

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行13行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額	2,450,000 千円
借入実行残高	800,000 千円
差引額	1,650,000 千円

5. 損益計算書に関する注記

減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
愛知県3店舗	店舗	店舗設備等	36,013 千円
静岡県2店舗	店舗	店舗設備等	24,402 千円
奈良県2店舗	店舗	店舗設備等	22,203 千円
滋賀県1店舗	店舗	店舗設備等	15,748 千円
東京都1店舗	店舗	店舗設備等	14,138 千円
大阪府3店舗	店舗	店舗設備等	14,046 千円
岐阜県2店舗	店舗	店舗設備等	11,172 千円
埼玉県2店舗	店舗	店舗設備等	9,479 千円
千葉県3店舗	店舗	店舗設備等	8,533 千円
神奈川県4店舗	店舗	店舗設備等	6,685 千円
茨城県1店舗	店舗	店舗設備等	5,465 千円
三重県1店舗	店舗	店舗設備等	519 千円
計			168,408 千円

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業用資産である店舗を基本単位とし、賃貸資産及び遊休資産については物件単位ごとに資産のグルーピングをしております。

事業用資産につきましては、競合他社との競争等の結果、営業損益の悪化が見込まれる店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（168,408千円）として特別損失に計上いたしました。

その内訳は、建物147,586千円、工具、器具及び備品20,822千円であります。

なお、当該事業用資産の回収可能価額は正味売却可能価額と使用価値のいずれか高い価額としております。正味売却可能価額は、売却や他への転用が困難なため零として評価しており、使用価値は将来キャッシュ・フローを8.3%で割り引いて算定しております。ただし、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスである場合は、使用価値は零として算定しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数

普通株式	3,000,000株
------	------------

(2) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	2024年9月27日	定時株主総会
株式の種類		普通株式
配当金の総額		30,000千円
1株当たり配当額		10円00銭
基準日	2024年6月30日	
効力発生日	2024年9月30日	

(3) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2025年9月26日開催予定の定時株主総会に次のとおり付議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	30,000千円
配当金の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	10円00銭
基準日	2025年6月30日
効力発生日	2025年9月29日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、一時的に余資が発生した時には、その運用については短期で安全性の高い預金等に限定しております。また、短期的な運転資金及び店舗や物流センター等の設備投資に必要な資金については銀行借入により調達しております。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、主に当社SC店の運営母体である契約先(デベロッパー)に対するものであり、信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、店舗不動産の賃借及び仕入取引に伴い差し入れたものであり、取引先の信用リスクに晒されております。投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、商品の仕入先に対するものであり、未払金は、経費等の支払先に対するものであり、そのほとんどが2か月以内の支払期日であります。借入金のうち、短期借入金は短期的な運転資金の調達を目的としており、短期借入金の返済日は1年以内となっておりますが、常に金利の変動リスクに晒されております。

また、長期借入金は主として新店等の設備投資に係る資金調達であります。敷金及び保証金の一部は、当社所有の不動産に入居するテナントから預託されたものであります。

③金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社の売掛金の管理対象はSCがそのほとんどを占めており、売掛金の回収確認を毎月定期的に実施することにより、SC自体の財政状況も同時に確認しております。

また、敷金及び保証金につきましては、主に路面店の賃貸借契約取引先の貸主に対する主管部署による定期的なモニタリング及び社内会議等によるタイムリーな情報共有をすることによって、財務状況の悪化等による回収懸念を早期に把握する体制をとっております。

b. 市場リスクの管理

投資有価証券につきましては、四半期毎に時価を把握し、発行体(取引先企業)の財務状態の変動等を注視しておりますが、状況に応じ保有に伴う便益やリスク等を検証し、保有適否の検討、判断が必要であると認識しております。

c. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

買掛金、借入金、未払金につきましては、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、会計情報及び各部署からの報告に基づき月次の資金計画表を作成し、さらに日次・週次ベースで最新情報を入手のうえ、調達計画を随時見直すことによって、流動性のリスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」及び「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	172,780	172,780	—
(2) 敷金及び保証金	1,488,990	1,457,762	△31,228
資産計	1,661,770	1,630,542	△31,228
(1) 長期借入金 ※1	1,408,055	1,407,794	△260
負債計	1,408,055	1,407,794	△260

※1 長期借入金には、1年以内返済予定の長期借入金を含んでおります。

8. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、東京都及び埼玉県、神奈川県内において、賃貸用のオフィスビル、倉庫（土地を含む。）等を有しております。

当事業年度（2025年6月期）における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は61,287千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

（単位：千円）

貸借対照表計上額	期首残高	631,588
	期中増減額	3,414
	期末残高	635,003
期末時価		725,258

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当事業年度（2025年6月期）の期中増減額の主な増加の内容は投資不動産の電気工事（2,420千円）及び事業用資産から賃貸等不動産への振替（3,516千円）であり、主な減少の内容は減価償却費の計上（2,522千円）によるものであります。
3. 期末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額（時点修正したものを含む）又は、固定資産税評価額等に基づいて自社で算定した金額であります。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	11,747千円
その他の未払税金	8,170千円
棚卸評価差額	54,297千円
賞与引当金	10,953千円
退職給付引当金	121,547千円
減損損失	69,540千円
資産除去債務	284,009千円
その他	4,903千円
繰延税金資産小計	565,169千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,163千円
評価性引当額小計	△2,163千円
繰延税金資産合計	563,006千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△35,474千円
資産除去債務に対応する除去費用	△67,535千円
繰延税金負債合計	△103,009千円
繰延税金資産純額	459,996千円

10. リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

a. 有形固定資産

主として、POS レジデータ管理における集配信サーバー及び販売管理システムのサーバー(工具、器具及び備品)であります。

b. 無形固定資産

主として、POS レジデータ管理における集配信ソフト及び販売管理システムのソフト(ソフトウェア)であります。

②リース資産の減価償却の方法

個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(2) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。当社は菓子小売事業の単一セグメントであり、売上高の90%以上を店舗売上高が占めていることから、店舗所在地の都府県別に分解しております。

区分	地域別	店舗所在地	売上高 (千円)	構成比 (%)
店舗売上高	関東圏	東京都	8,155,968	34.0
		神奈川県	4,589,460	19.1
		埼玉県	3,295,347	13.7
		千葉県	2,589,482	10.8
		茨城県	366,281	1.5
		栃木県	207,179	0.9
		合計	19,203,720	80.0
	中京圏	愛知県	1,753,721	7.3
		静岡県	292,289	1.2
		岐阜県	286,912	1.2
	合計	2,332,923	9.7	
	関西圏	大阪府	1,136,035	4.7
		三重県	526,722	2.2
奈良県		279,540	1.2	
兵庫県		237,760	1.0	
滋賀県		207,102	0.8	
京都府		92,717	0.4	
合計	2,479,878	10.3		
合計	合計		24,016,521	100.0
	その他		200	0.0
その他売上高	合計		200	0.0
顧客との契約から生じる収益			24,016,722	100.0
その他の収益			—	—
外部顧客への売上高			24,016,722	100.0

(注) その他売上高は、物流倉庫等における売上高であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約残高

(単位：千円)

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,036,979
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,003,647

②残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

12. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 956円33銭
(2) 1株当たり当期純利益 134円93銭

13. 重要な後発事象に関する注記

(公募による新株発行)

当社は、2025年7月18日に東京証券取引所スタンダード市場に上場いたしました。本上場にあたり、2025年6月16日及び2025年6月30日の取締役会において、公募の方法による普通株式の発行を行うことを決議し、2025年7月17日に払込手続きが完了しております。

募集方法	一般募集（ブックビルディング方式）
払込期日	2025年7月17日
発行する株式の種類及び数	普通株式 500,000株
発行価格	1株につき1,540円 一般募集はこの価格にて行いました
引受価額	1株につき1,416.80円 この金額は、当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受け取った金額であります。なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取額となります
資本組入額	1株につき708.40円
発行価格の総額	770,000千円
引受価額の総額	708,400千円
増加する資本金の額	354,200千円
増加する資本準備金の額	354,200千円
資金の用途	① 新規出店 ② 既存店リニューアル

(第三者割当増資による新株発行)

当社は、2025年6月16日及び2025年6月30日の取締役会の決議に基づき、みずほ証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連し、同社を割当先とする第三者割当増資による新株発行を実施し、2025年8月19日に払込手続きが完了しております。

募集方法	第三者割当（オーバーアロットメントによる売出し）
払込期日（予定）	2025年8月19日
発行する株式の種類及び数	普通株式 105,000株
割当価格	1株につき1,416.80円
資本組入額	1株につき708.40円
割当価額の総額	148,764千円
増加する資本金の額	74,382千円
増加する資本準備金の額	74,382千円
資金の用途	（公募による新株発行）と同様であります。

(注) オーバーアロットメントによる売出しは、上記の新株発行に伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

独立監査人の監査報告書

2025年8月26日

株式会社みのや
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寶野裕昭

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中田里織

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社みのやの2024年7月1日から2025年6月30日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年8月26日

株式会社みのや 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 田島 高志 ⑩

監査役（社外監査役） 山川 善之 ⑩

監査役（社外監査役） 岡渕 貴幸 ⑩

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当事業年度の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円 総額30,000,000円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年9月29日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員6名は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	正木 宏和 (1952年10月3日生)	1977年9月 当社入社 取締役 1980年8月 専務取締役 1995年8月 代表取締役社長 2010年8月 代表取締役社長 商品部長 2014年7月 代表取締役社長 商品部長兼情報システム部長 2015年9月 代表取締役社長 商品部長 2016年10月 代表取締役社長 2017年9月 代表取締役社長 管理部長 2017年9月 代表取締役社長 (現任) 2018年12月 株式会社おかしのまちおか 代表取締役社長	2,046,000株
2	高橋 浩章 (1960年7月11日生)	2007年4月 株式会社ワークアウトワールド・ジャパン入社 2008年11月 当社入社 店舗開発部長 2011年4月 取締役 店舗開発部長 2014年9月 常務取締役 店舗開発部長 2018年12月 株式会社おかしのまちおか 取締役 2020年10月 当社 常務取締役 (現任)	—株
3	佐々木 康宏 (1963年1月2日生)	1993年5月 株式会社明光ネットワークジャパン入社 2017年9月 当社入社 管理部長 2017年10月 取締役 管理部長 2018年12月 株式会社おかしのまちおか 取締役 2020年10月 当社 取締役 (現任)	—株
4	正木 惇也 (1987年7月26日生)	2013年4月 カバヤ食品株式会社入社 2015年10月 当社入社 2018年7月 商品部次長 2018年12月 株式会社おかしのまちおか 取締役 2019年9月 当社 取締役 (現任)	30,000株
5	戸名 厚 (1952年11月3日生)	2008年6月 日本食品化工株式会社 代表取締役社長執行役員 2014年3月 カンロ株式会社 代表取締役社長執行役員 2016年3月 同社 相談役 2017年4月 当社 顧問 2017年6月 社外取締役 (現任)	—株

6	もり ちかこ 森 智佳子 (1982年1月30日生)	2004年 4月 株式会社アネシス入社 2010年 1月 有限責任監査法人トーマツ入所 2019年 4月 森智佳子公認会計士事務所開設 2019年 4月 有限会社 MC&Assosiates 取締役 2020年 11月 株式会社 COC 設立 代表取締役 2021年 3月 株式会社 DeepX 監査役 2023年 5月 クレジットエンジン・グループ株式会社 (現クレ ジットエンジン株式会社) 監査役 (現任) 2023年 5月 LENDY 債権回収株式会社監査役 (現任) 2023年 9月 当社社外取締役 (現任)	— 株
		(重要な兼職の状況) 公認会計士 (森智佳子公認会計士事務所) クレジットエンジン・グループ株式会社 (現クレ ジットエンジン株式会社) 監査役 LENDY 債権回収株式会社監査役	

- (注) 1. 戸名厚氏及び森智佳子氏は社外取締役候補者であります。
2. 取締役森智佳子氏の戸籍上の氏名は、丸山智佳子であります。
3. 戸名厚氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年3か月となります。
4. 森智佳子氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
5. 戸名厚氏は、企業経営に係る豊富な経験と幅広い見識に基づく独立した立場からの客観的な経営判断を期待するとともに、業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけると判断して社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 森智佳子氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士及び税理士として会計、税務に係る専門的な知見を有しており、また他社における社外監査役を兼任していることから、幅広い見識による当社経営に対する助言、指導に十分な役割を果たしていただけると判断して社外取締役として選任をお願いするものであります。
7. 各候補者と当社の間には特別な利害関係はございません。
8. 上記取締役候補者の所有する当社の株式数は、2025年6月30日現在のものであります。
9. 代表取締役社長正木宏和の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社マサキコーポレーションが所有する株式数1,090,000株を含めた実質所有株式数を記載しております。また、同氏は会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
10. 当社は、戸名厚氏、森智佳子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額であります。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
11. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、被保険者の業務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
12. 戸名厚氏及び森智佳子氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場: 埼玉県さいたま市中央区新都心3-2
 THE MARK GRAND HOTEL 4階 THE MARK ROOM EAST

TEL 048-601-1111(代表)



<交通>

- ・JR 京浜東北線 さいたま新都心駅・与野駅 →徒歩約8分
- ・JR 高崎線・宇都宮線 さいたま新都心駅 →徒歩約8分
- ・JR 埼京線 北与野駅 →徒歩約15分